



暮らし

第77回人権週間

令和7年12月4日(木)～10日(水)

担当地区	人権擁護委員	
川辺地区	沖野 純司	直川 豊
	川口 博史	
中津地区	野手 美佳	洞 百合子
美山地区	藤田 福代	杉谷 茂樹

(敬称略)

私たち人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、町内で人権擁護活動を行っています。

人権に関する事、そのほかいろいろな問題でお悩みの方は、人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

〇人権週間中の「特設人権相談日」は下記のとおりです。

地区	場 所	日 時
川辺地区	町社会福祉協議会 相談室	令和7年
中津地区	役場中津支所 1階会議室	12月4日(木)
美山地区	役場美山支所 会議室	13:00～15:00

お問合せ 住民課 ☎0738-22-1701



暮らし

女性に関する
人権相談について

「みんなの人権110番」では、女性の人権問題に関する相談を受け付けています。みんなの人権相談110番の電話番号(0570-003-110)を入力後、自動音声ガイダンスに従い、1番を入力すると女性の人権問題に関する相談が可能です。

ひとりで悩まず、みんなの人権110番のダイヤル1番まで、法務局職員または人権擁護委員が相談に応じますので、遠慮なくご相談ください。

女性の人権問題に関する相談事例として例えば、以下の事例が考えられます。以下の相談事例だけではなく、法務省の人権擁護機関では様々な人権問題について相談を受け付けています。

- 〇 パートナーからの暴言及び暴力
- 〇 ストーカー被害
- 〇 職場等でのハラスメント行為 など



お問合せ 和歌山地方法務局 人権擁護課
☎073-422-5131



暮らし

新しい「人権啓発DVD」が入荷しました！

団体や企業、地域での研修等にご利用ください。貸出は無料です。お気軽にご利用ください。

「あなたのいる庭」(35分)

- 〇企画：兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会
- 〇制作：東映株式会社

社会には、虐待や貧困、死別など様々な理由で保護者と暮らせず、児童養護施設など社会的養護のもとで暮らしている子どもたち、そして社会的養護下から

自立したが、家族からのサポートを得られずに生きる人たち(ケアリーバー)がいます。

このドラマは、社会的養護下にある子どもたちとの出会いを通して、彼らの抱える困難や偏見、そして地域社会全体で子どもたちを支えることの重要性が描かれています。

お問合せ 日高川町人権推進会(教育委員会内) ☎0738-22-8816



暮らし

「文化講演会」の
お知らせ

「戦争体験」15年の取材を通じて

日高新報社【編集長】玉井 圭 氏

〇日時：令和7年11月23日(日)
13:30～

〇場所：日高川交流センター



お問合せ 川辺公民館 ☎0738-22-9553



暮らし

同和運動推進月間
11月1日～11月30日
人権を考える強調月間
11月11日～12月10日

「人権」、それは誰もが持っているかけがえのないもの。考えてみませんか、あなたの人権、私の人権。

お問合せ 日高川町人権推進会(教育委員会内)
☎0738-22-8816



町政

令和7年10月採用
新規採用職員をご紹介します

ささの あかり
笹野 朱里 [保健福祉課保健師]

10月から保健福祉課に配属されました、笹野朱里と申します。先輩方にご指導をいただきながら地域の皆様が安心して暮らせるよう、笑顔で一生涯懸命頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。



暮らし

旧笠松小学校の利活用について

町では、昨年廃校となった笠松小学校の利活用について検討を進めております。町民の皆様の貴重なご意見を今後の地域づくり計画に反映させるため、アンケートへのご協力をお願いいたします。

また、町内外を問わず、利活用参入を希望する事業者等を下記のとおり募集いたします。



アンケートの実施について

- 〇 対 象：町内にお住いの皆様
- 〇 受付期間：令和7年10月26日(日)～
令和7年11月28日(金)

〇 実施方法：

- ① 右記二次元バーコードより、WEBアンケートでの回答
 - ② 本庁窓口、各支所および出張所窓口に設置されているアンケート用紙にて回答のうえ提出
- ※アンケートの回答については、1人1回でお願いします。
※お答えいただいた内容は、個人が特定できないように取りまとめのうえ、今後の廃校活用の計画に活用させていただきます。



利活用参入を希望する事業提案書の募集について

- 〇 対 象：町内外を問わず、個人、団体および企業等幅広く募集しますが、提案書の受付期間中に施設の内覧を実施していただいた方を対象とします。
- 〇 受付期間：令和7年10月26日(日)～令和7年11月28日(金)
- 〇 実施方法：町ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、メールもしくは下記へ郵送にてお送りください(窓口への持参も可)

※提案については、複数案応募可能です。

※内覧については、事前に希望日をお知らせいただきますようお願いいたします。
※受付期間終了後、応募いただいた内容を取りまとめ、調整のうえ選考いたします。

※詳しくは町ホームページにてご確認ください。

お問合せ 美山地域振興課 〒644-1292 和歌山県日高郡日高川町大字川原河202
☎0738-23-9505 メール：m-chiiki@town.hidakagawa.lg.jp



暮らし

和歌山県最低賃金が改正決定されました



- 〇 最低賃金の名称：和歌山県最低賃金
- 〇 最低賃金：時間額 1,045円
- 〇 効力発生日：令和7年11月1日
- 〇 適用範囲：和歌山県内で働く全ての労働者と
その使用者

最低賃金法違反については罰則が設けられています。

また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労使合意で定めても、法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。詳細については、下記または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

お問合せ 和歌山労働局労働基準部賃金室 ☎073-488-1152